



# 島根県報

令和6年4月26日（金）

第510号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規則】

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中小企業課) 2

### 【告示】

農業振興地域の指定の一部改正 (農業経営課) 2

土地改良区の役員の就任の届出 (農村整備課) 3

土地改良区の定款変更の認可 ( ) 3

解除予定保安林（2件） (森林整備課) 3

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の  
変更の届出 (中小企業課) 4

所有者等が判明しない放置自動車 (港湾空港課) 5

### 【公告】

公共測量の終了 (技術管理課) 6

### 【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の変更 6

個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し 7

### 【労委告示】

あっせん員候補者の告示 7

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第31号）

#### 1 規則の概要

貸付金の融資利率を改めることとした。（別表関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第31号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項利率（年利）の欄、3の項利率（年利）の欄及び13の項利率（年利）の欄中「0.6パーセント」を「0.8パーセント」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

## 告 示

### 島根県告示第309号

農業振興地域の指定（昭和46年島根県告示第859号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

10 浜田地域の項地域の範囲の欄を次のように改める。

浜田市のうち次の図面の赤色で着色した部分（(7)都市計画法に基づき、平成13年浜田市告示第60号により定められた浜田都市計画用途地域、昭和46年島根県告示第1040号により定められた浜田都市計画公園、平成8年旭町告示第14号により定められた旭都市計画用途地域及び平成26年浜田市告示第76号により定められた三隅都市計画用途地域、(4)自然公園法に基づき、昭和12年12月1日に定められた浜田海岸県立自然公園の国府海岸第2種特別地域、浜田海岸第2種特別地域及び浜田城跡第2種特別地域並びに昭和44年1月10日付け厚生省告示第6号により定められた西中国山地国定公園第1種～第3種特別地域及び西中国山地国定公園の天狗石山特別地域（第1～3種）、(7)港湾法に基づき、昭和39年島根県告示第344号、平成16年島根県告示第37号及び平成17年島根県告示第1193号により定められた港湾隣接地域並びに都市計画法に基づき、平成16年島根県告示第786号により定められた臨港地区、(エ)平成3年島根県告示第865号により定められた江の川下流地域森林計画区の林班番号第128から第131まで、第226から第229まで、第231、第308、第311から第316まで、第321から第322まで、第326から第330まで、第334から第335まで、第418、第448から第452まで、第493から第495まで、第497から第499まで、第505、第508、第517、第523から第525まで、第531から第533まで、第542から第551まで、第559から第

560まで、第567から第569まで、第648から第651まで、第653、第657から第660まで、第675から第681まで及び第691から第696までのうちの各保安林、(カ)同森林計画区の林班番号第213から第214まで、第222から第225まで、第230、第257から第258まで、第271から第272まで、第284から第287まで、第289から第301まで、第306から第307まで、第309から第310まで、第320、第411から第413まで、第415から第417まで、第444、第447、第454から第457まで、第459から第460まで、第496、第501、第504、第506から第507まで、第509、第518から第520まで、第522、第526から第527まで、第534から第538まで、第541、第552から第553まで、第555から第558まで、第561から第562まで、第566、第609、第611、第629から第630まで、第643、第645、第652、第654から第656まで、第661から第664まで、第667、第669及び第682から第690までのうち各一部、(カ)柿木山国有林（第285林班から第288林班まで）、黒瀬山国有林（第1230林班及び第1231林班）、三ツ石山国有林（第1226林班から第1229林班まで）、雲月国有林（第1210林班）、十文字山国有林（第305林班、第306林班、第1220林班及び第1224林班）、昭和36年6月15日付け35大経第594号により編入された雲月国有林（第1211林班）、昭和36年3月18日付け25大経第594号で登録された雲井山国有林（第1212林班及び第1213林班）、(キ)長者原官行造林（第1林班）、押入山官行造林（第1林班）、梅ノ木山官行造林（第1林班及び第2林班）、添谷瀬戸山官行造林（第8林班）及び昭和32年11月14日付け第548号により契約された沼山官行造林（第9林班）、(ク)久代町・上府町のゴルフ場用地、(ケ)昭和62年島根県告示第473号で旧旭町の区域のうち、別添図面の赤色部分を農業振興地域の縮小を行うこととされた区域）を除く区域

（注）中「事務所並びに」を削る。

---

#### 島根県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

出雲市土地改良区

##### 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

松本 尚幸 出雲市荒茅町1054番地

兒玉 宏子 出雲市稗原町1196番地

##### 2 就任年月日

令和6年3月13日

---

#### 島根県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、出雲市土地改良区の定款変更を令和6年4月18日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

---

#### 島根県告示第312号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示

する。

令和6年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

益田市匹見町道川イ1027-26（次の図に示す部分に限る。）、イ1027-28

2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

### 島根県告示第313号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

益田市匹見町道川イ1027-26（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

### 島根県告示第314号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ長澤店 島根県浜田市長沢町3021

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社キヌヤ 代表取締役 寺戸 裕之 島根県益田市常盤町4-38

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）2,981平方メートル

(変更後) 1,254平方メートル

イ 駐車場の収容台数

(変更前) 150台

(変更後) 133台

ウ 駐輪場の位置

(変更前) 店舗建物南東側

(変更後) 店舗建物南側

エ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 店舗東側：96平方メートル

店舗西側：49平方メートル

(変更後) 店舗東側：91平方メートル

オ 廃棄物等の保管庫の位置及び容量

(変更前) 店舗建物南東側：39.38立方メートル

(変更後) 店舗建物北東側：14.53立方メートル

カ 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 建物敷地駐車場：3か所

隔地駐車場：4か所

(変更後) 建物敷地駐車場：3か所

隔地駐車場：3か所

(4) 変更する年月日

令和6年12月13日

2 届出年月日

令和6年4月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

島根県告示第315号

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例（平成30年島根県条例第11号）第8条第2項の規定により、所

---

有者等が判明しない放置自動車について次のとおり告示する。

令和6年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 警告書の貼付けの日  
令和6年1月25日
- 2 放置されている場所  
松江市美保関町七類3247番
- 3 車名  
ホンダ・アクティ M-T C
- 4 塗色  
白色
- 5 自動車の種別  
軽自動車
- 6 自動車登録番号又は車両番号  
鳥取40に1496
- 7 告示後の取扱い  
令和6年7月27日以後に当該放置自動車について、処分を行う。
- 8 問合せ先  
島根県土木部港湾空港課管理係（電話 0852-22-6572）

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年1月31日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年4月26日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年9月1日から令和6年1月31日まで
- 3 作業地域  
松江市美保関町七類地内

## 選挙管理委員会告示

### 島根県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、大田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年4月26日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

施設の名称	変更事項	変 更 内 容	
		変更前	変更後
馬路まちづくりセンター	施設の所在地	大田市仁摩町馬路1737番地6	大田市仁摩町馬路831番地6

### 島根県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、大田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年4月26日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

施設の名称	所在地	取消年月日
サンレディー大田	大田市大田町大田口1329番地9	令和6年4月1日

## 労 働 委 員 会 告 示

### 島根県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定によりその氏名、現職等を次のとおり告示する。

令和6年4月26日

島根県労働委員会会長 原 市

氏名	現職等
安藤 有理	島根県労働委員会公益委員 弁護士
飯野 公央	島根県労働委員会公益委員 島根大学法文学部教授
大矢 敬子	島根県労働委員会公益委員 元島根県自治研修所長
原 市	島根県労働委員会公益委員 弁護士
光谷 香朱子	島根県労働委員会公益委員 弁護士
門脇 直人	島根県労働委員会労働者委員 山陰電力関連産業労働組合総連合会長
島田 一英	島根県労働委員会労働者委員 U Aゼンセン島根県支部支部長
成相 善朗	島根県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会島根県連合会会長
乗本 克己	島根県労働委員会労働者委員 J A M山陰執行委員長
松本 均	島根県労働委員会労働者委員

	プロテリアル労働組合安来支部支部長
伊中 和子	島根県労働委員会使用者委員 輝陽礦業有限会社代表取締役社長
江田 小鷹	島根県労働委員会使用者委員 三和興業株式会社取締役会長
鷗鷗 順	島根県労働委員会使用者委員 中浦食品株式会社代表取締役会長
高岩 綾子	島根県労働委員会使用者委員 社会福祉法人いわみ福祉会理事
森脇 建二	島根県労働委員会使用者委員 一般社団法人島根県経営者協会専務理事
稲場 康志	島根県労働委員会事務局長
山名 江里	島根県労働委員会事務局審査調整課長